ウェルビーイング実践校 TOCO-TON（トコトン）PR 用動画等制作業務公募型プロポーザル実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年３月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和７年 11 月 17 日

長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長

１　業務の概要

（１）業務名

ウェルビーイング実践校 TOCO-TON（トコトン）PR 用動画等制作業務公募型プロポーザル実施公告

（２）業務の目的

ウェルビーイング実践校 TOCO-TON（トコトン）が取り組む、“すべての子どもが「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求するために、自ら学び方等を選択でき、自己実現できる学校づくり”について、その目指す理念や方向性、実際の事例を県民及び教育に携わる関係者に広く共有する動画及び TOCO-TON の理念やイメージを視覚的に表現したロゴマークを制作する。

制作した動画等を用いた PR を通して、取組について興味関心が高まり、県内各地で理念に共感した市町村や学校が新しい学校づくりに自らも挑戦したり、県外で教育に関心のある人が長野県の教育に興味を持ったりするなど、「学びの『新しい当たり前』を共に創る」機運が広がることを目的とする。

（３）業務内容

別添仕様書（案）のとおり

（４）仕様書

別添仕様書（案）のとおり

（５）企画提案を求める具体的内容の項目

① PR 動画コンセプト（構成案、表現方法等）
② ロゴマークデザインのコンセプト（デザイン案の方向性、配色、表現したいポイント等）
③ 制作スケジュール
④ 類似案件の制作実績（参考動画等）
⑤ 動画制作における個人情報の保護対策（児童生徒の個人情報を適切に扱うための体制）
⑥ その他委託業者の提案によるもの（任意）

（６）業務の実施場所

長野県内（12 市町村が取り組んでいる TOCO-TON 校）

（７）履行機関

契約日から令和８年３月 10 日まで

（８）費用の上限額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

２　応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

（１）地方自治法施行令第 167 条の４第１項又は財務規則第 120 条第１項の規定により入札に参加できない者でないこと。

（２）物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年３月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（3）長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（4）長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3　参加申込書 の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（3（5）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

（1）参加申込書の作成様式

様式第3号による。

（2）参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

（3）参加申込書記載上の留意事項

同種あるいは類似し、規模をほぼ同じくする業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。「規模をほぼ同じくする」とは、1（8）の金額の70 %以上の額の契約とします。

（4）担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570　長野県長野市大字南長野字幅下692－2
長野県教育委員会事務局学びの改革支援課義務教育指導係（県庁本館8階）
電　話　026－235-7434
メール　kyogaku@pref.nagano.lg.jp

（5）参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

①　提出期限　令和7年11月25日（火）午後5時必着

②　提 出 先　3（4）に同じ。（メールも同様）

③　提出方法　持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県教育委員会事務局学びの改革支援課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送、又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください 。

（6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（7）非該当理由に関する事項

①　参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（4）①）の3日前までに、書面により 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長から通知します。

②　上記 ① の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③　非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④　非該当理由の説明請求の受付非該当理由の説明請求の受付

ア　受付場所　3（4）に同じ。

イ　受付時間　上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

①　応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

②　参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4　説明会

説明会は開催しません。

5　不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

（1）受付場所　３（４）に同じ。

（2）受付期間　令和７年 11 月 28 日（金）まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く午前９時から午後５時まで。）

（3）受付方法　業務等質問書（様式第６号）をメール等により提出するものとします。

（4）回答方法　企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和７年 12 月１日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。

6　企画提案書の作成・提出

（1）提出書類

①　企画提案書（様式第８号）及び企画書（様式第８号の附表１、もしくは任意様式でも可）

企画書は、本公告１（５）企画提案を求める具体的内容の項目及び別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、記載してください。

なお、企画書は原則としてすべて、Ａ４サイズとしてください。

②　経費見積書（様式第８号の附表２）

③　会社概要又はパンフレット（写し可）

（2）企画書記載上の留意事項

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり、それぞれ項目ごとに必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の総額は１（８）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

（3）企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

①　受付場所　３（４）に同じ。

②　受付時間　午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

③　受付方法　業務等質問書（様式第６号）をメール等により提出するものとします。

④　回答方法　企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

（4）企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

①　提出期限　令和７年 12 月３日（水）午後５時まで（必着）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで）

②　提 出 先　３（４）に同じ。

③　提出部数　６部（原本１部、コピー５部）

④　提出方法　持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限までに 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で３（４）の担当者に確認してください。

（5）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

評価項目	評価内容	配点
実施計画・実施体制	適切かつ効率的に実施することが見込めるか	10 点
	本事業の円滑な実施は期待できる体制が整っているか	10 点
企画提案内容	業務の目的を十分に理解した企画案になっているか	10 点
	ロゴマークデザインの方向性や表現について独自性や創意工夫があるか	10 点
	動画制作の構成案や表現方法等に独自性や創意工夫があるか	10 点
	仕様書に記載のターゲットを意識した提案となっているか	5点
	事業の実施目的を鑑み、効果的な自由提案がなされているか。また、妥当で効果的な提案となっているか	10 点
セキュリティ	プライバシーマークやそれに準ずる認証を保有し、個人情報を適切に扱うための体制や漏洩等の事案が発生した場合に対応する体制は整備されているか	10 点
スケジュール	円滑かつ適切に実施できる具体的なスケジュールになっているか	5点
経費妥当性	実施経費が企画提案内容に沿った適切なものか、また、実現可能な企画（経費）となっているか	5点
	費用対効果に十分に配慮した経費となっているか	5点
実績	5年以内に企業や地方公共団体等の PR 動画の制作やロゴマークデザイン等の実績があるか	10 点
合計点		100 点

（6）企画提案の選定の方法

① 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類により評価を行います。ただし、参加申込者には出席を求めません。

② 企画提案評価会議の各構成員の評価点の合計が最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の平均評価点が 60 点未満の場合は選定しません。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

プレゼンテーションは実施しません。

（7）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長から通知します 。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び企画提案評価会議評価書（様式第９号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県教育委員会事務局学びの改革支援課において閲覧に供します。

（8）非選定理由に関する事項

① 6（7）② の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（9）その他の留意事項

① 提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

（1）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して３日以内（３日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はＦＡＸ）による場合は該当日の午後５時までに）に、見積書（様式第 14 号）を指定された方法により長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長に提出するものとします。

（2）見積書が、８（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

（3）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

（4）見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課において閲覧に供します。

10 その他

（1）契約書作成の要否

必要とします。

（2）関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692－2
長野県教育委員会事務局学びの改革支援課義務教育指導係（県庁本館８階）
電 話 026－235-7434
ＦＡＸ 026－235-7495
メール kyogaku@pref.nagano.lg.jp

（3）必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。